

令和 4 年度第 2 回上下水道事業審議会

日 時 令和 4 年 11 月 24 日(木) 13:30~15:30

場 所 有田町役場本庁舎 第 4・5 会議室

参加者 資料 4 参照

事務局 上下水道課 職員

傍聴者 無し

議事録概要

事務局 審議会成立報告

藤会長より挨拶

○議事

① 前回の審議事項について

事務局より説明

前回は、公営企業のあらまし、水道事業の現状、審議会の目的(適正料金の検討)について説明をした。

前回提出を求められた、工事計画や老朽化についての具体的な資料については、第 2 回上下水道審議会資料(以下「審議会資料」という)に載せている。また損益の資料については、令和 3 年度有田町水道事業会計決算書の 3 ページに載せている。

委員 長期前受金とはなにか。

事務局 固定資産を購入した際、購入額を耐用年数で割り、毎年、減価償却費という費用として損益計算書へ計上する。この固定資産を購入する為に補助金などがあった場合に、補助金などを耐用年数で割った額を、減価償却費に対応し、収益として損益計算書へ計上するものを、長期前受金という。

平成 25 年までは購入費用から補助金等を引いた額を耐用年数で割り、減価償却費としていたが、法改正により平成 26 年から今の方法に変わった。

委員 企業債残高について、今後の見通しなども含めて聞きたい。

事務局 今回の審議会の目的は更新工事を行うにあたって必要な財源を確保するための適正料金の検討であり、この更新工事では企業債を活用して単年度の負担を軽減しながら進めていきたい。一般的に企業債は 30 年間で償還をするものである為、企業債を借りて更新工事を行う場合、企業債残高は増える。審議会資料 24 ページに企業債残高の見込を掲載している。

② 水道事業が抱える課題

資料に沿って事務局より説明。

(2) 建設改良費と有収率の推移

平成 21 年度から令和元年度までは収支の改善の為、予算に合わせて建設改良費を抑えていたが、令和 2 年度は白川浄水場の更新工事に数億円かかった為、建設改良費が増加した。有収率は平成 30 年度より徐々に低下の兆候が見られるが、有収率は有収水量を配水流量で割って計算するものである為、漏水量に変化がなくとも使用水量が減れば下がり、増えれば上がるものである。漏水だけが原因とは言えない。

(3) 水道管の布設状況

旧有田町は昭和 32 年に認可を申請し、昭和 34 年から水道事業が創設された。第 1 次拡張工事を昭和 35 年から昭和 45 年まで、第 2 次拡張工事を昭和 47 年から昭和 53 年まで行った。昭和 54 年、大谷溜池から上水を導入する為、導水管を約 4km 布設。古木場ダム完成に合わせて第 3 次拡張工事を行い、昭和 58 年から昭和 60 年にかけて導水管を布設した。この間、創設拡張を繰り返している為、配水本管、配水支管も多く布設されている。平成 11 年に境野簡水を統合。この頃から石綿管の更新を開始。平成 18 年に白川浄水場が開業。旧有田町と旧西有田町が合併。

旧西有田町は昭和 47 年に認可を受け、昭和 50 年に創設し、布設されていた水道管が資産化されている。

現在、管路は約 175km。昭和 57 年度より前に布設された約 75km、全体の約 43%が法定耐用年数の 40 年を経過しており、これは類似団体の平均よりも高い割合である。

委員 水道管の耐用年数は 40 年なのか。

事務局 管種によって違い、40 年から 60 年である。

委員 更新工事とは古い管を耐用年数の長い管に入れ替えるのか。

事務局 古い管かつ漏水が多い管を優先的に更新するよう計画している。

委員 交付税措置はあるか。

事務局 耐震化などの要件を満たせば、事業費の 3 分の 1 の国庫補助がある。下水道事業については、国庫補助対象事業で企業債を借りた場合、企業債の償還に対して交付税があるが、水道事業については確認が必要である。

③ 事業計画と経営の見通しについて

資料に沿って事務局より説明。

(1) 有収水量と給水収益の見込

給水収益は料金改定を行わない場合、毎年度約 4 億円程度を見込んでいるが、人口減少に合わせて徐々に減っていく見通しである。

(2) 整備事業費(投資見込額)の見込

昭和 44 年以前に布設された管を令和 5 年から令和 11 年まで 7 年間で平均し布設替し、昭和 45 年以降に布設された管は令和 12 年から平均して布設替する計画である。配管は同じ延長で計算しているが、1%の物価上昇率を見込んでいる為事業費が微増している。構造物及び設備についても平均して毎年更新する計算。

(3) 企業債等元利償還金と企業債残高の見込

令和 4 年度は白川浄水場の更新を行った為若干借入が高いが、その後は毎年度借入と同額程度の元金償還を行うことで企業債残高は横ばいとなる見込み。

(4) 収益的収支の見込

営業収益は給水収益の減少に応じて減少する見込み。費用については 4~5 億円前後で推移する見込み。これまで主に定数削減により職員給与費を抑え固定費削減してきたが、技術者の退職等もあり、技術力の維持の為にはこれ以上の削減は厳しい。今後は収益的収入で支出を賄えず赤字となる見込みである。

(5) 資本的収支の見込

資本的収支不足額については、資本的収支の消費税や、収益的収支の減価償却費など現金を伴わない支出による留保資金で補填されるが、当年度純損失があるとその分が補填財源から差し引かれるため、資本的収支も影響を受ける。

委員 過年度留保資金はどのくらい持っているか。

事務局 2~3 年で使い切ってしまう程度だが、過年度留保資金以外に今まで積み上げた利益がある。決算書の貸借対照表の剰余金の内、利益剰余金 7 億 4 千万円は今までの利益の積み上げになる。ただし、大規模な災害や突発的な修繕に備えて年間の維持費の約 2 年分は確保していた方がいいと言われるものである為、この 7 億 4 千万円というのは何かあった時の為にとっておいたほうがいい金額。

④ 他団体との比較について

広域企業団について。佐賀東部水道企業団は昭和 50 年に設立され料金が統一されている。佐賀西部広域水道企業団は令和 2 年に設立され、料金は現在調整中である。

委員 1 ヶ月、どの程度の水道使用量の件数が最も多いか。今後使用料を検討する際そういった資料が必要ではないか。

事務局 1 番多いのは 0 m³使用で全体の 8%にあたる。その次が 12 m³使用で全体の 3.5%。0~5 m³、5~10 m³など、使用量帯の比率については次回提示したい。

なお、0 m³使用が最も多いのは、陶器市の期間のみ使用される箇所や、アパートの共用栓などが多い為である。

⑤ 適正水道料金の考え方

事務局 将来的な運営を考えれば 30~40%の増収が必要だが、社会情勢等鑑みると町民の理解を得るのは困難であると推測される。ただ、老朽化への対策、運営費の増加など近々の対応が必

要な時期であるのも確かである。

これらを踏まえて、次世代への影響を考慮した長期的な視点で検討するか、昨今の社会情勢や現世代への影響を考慮した短期的な視点で検討するかを審議していただきたい。

委員 10%料金を上げれば料金収入は約4千万円増える。第1回審議会で、現在の料金体系では2億から3億円不足するということを確認した。30から40%の増収が必要というのは、これを踏まえてのことである。さらに、現在物価が上昇し続けているので、5%や10%上げて、事業量を増やすだけの増収になるかどうか分からない。

委員 一気に30~40%上げるのではなく段階的に上げられないか。

事務局 30~40%の増収があれば十分な事業を行えるが、過剰な値上げは節水に繋がり期待した増収にならない可能性もある。有収水量が減らない程度で段階的に値上げできれば双方に利があると考えます。

委員 もう水道管を変えなければならないなら、あまり先送りできないのではないかと。

事務局 耐用年数通り40年で更新しようとする、初めの20年ほどは年間4~5億円程度の費用が必要になる。現在の収入は4億円程度であり現実的ではない。その為、現在60年で計画している。

委員 更新しなければ漏水が増え、逆に工事費が増えるのではないかと。

事務局 今は鋼管と塩ビ管の漏水が多い。伸縮が効くポリエチレン管が耐震管として認められており、ある程度分散させてこれを入れると若干漏水が減ってきた。できるだけ工事をゆっくりしながら漏水を減らしている。

委員 水道事業で二次側（個人の宅内や庭先など）の交換はするのか。耐用年数は分かるか。

事務局 メーターを責任分界点と考えており、メーター自体は水道事業が貸して管理し、メーターまでは責任をもって管理、修理している。メーターから二次側については、お客様がその資産をもって布設された財産である為、お客様が管理するものである。

耐用年数は、材質は同じなので平均40年であるが、管種や状況によって異なる為一概には言えない。

第2回審議会終了 次回開催 12/22